

令和6年3月26日

課名：建築都市部建築都市総務課
内線：4624（永田）
直通：092-643-3707

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
(株) 日本伝統建築サンジョウ 福岡県嘉麻市上山田1683-191
- 指名停止の期間：令和6年3月26日～令和6年6月25日（3ヵ月）
- 事実概要：
嘉麻市が発注した、梅林公園の草刈りに関する業務委託の見積もりにおいて、談合を行っていたとして、代表取締役が官製談合防止法違反（談合）の容疑で逮捕されたため。
- 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2第12号に該当する。
従って、本件については、指名停止3ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱 別表その2第12号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から1ヵ月以上9ヵ月以内